

報告番 —	※ —	第
----------	--------	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目 ウォー・ギルト・プログラム  
—対日占領下における情報教育政策に関する考察—  
氏 名 賀茂道子

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論稿は、米国占領下 GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）民間情報教育局（以下 CIE）によって行われた、「戦争の有罪性（war guilt）」を日本国民に認識させるための情報教育政策「ウォー・ギルト・プログラム」に関する考察を行うものである。「ウォー・ギルト・プログラム」は、1980 年代に、江藤淳によって世に紹介された。江藤は、このプログラムは東京裁判と一体化したものであり、それまでの自存自衛のための戦争という大東亜戦争史観を否定し、侵略戦争であった太平洋戦争史観を国民に植え付けるためのものであると主張した。その後 GHQ 史料が国内でも閲覧可能となったことにより、占領史研究の蓄積がなされるようになったが、このプログラムに関する学術的な検証は、初期に実行された新聞連載「太平洋戦争史」及びラジオ番組「真相はこうだ」といった個別プログラムをメディア史的観点から検証するもの以外は、ほとんど行なわれていない。そのため江藤が最初に提示した、プログラムは東京裁判と連動して侵略戦争観を示すことが目的であり、「戦争の有罪性」とは主に戦争の侵略性を指しているとの枠組みが墨守されてきた。

しかしながら、これまでの研究ではプログラムの全体像が示されておらず、どのような背景の下、実際に何が行われたのかといった基本事項がいまだ明らかとなっていない。また、プログラム開始から 2 ヶ月間の最も盛んな情報発信がなされた時期に、プログラムに関する CIE 報告書等に「戦争の侵略性」への言及が見られないこと、「太平洋戦争史」及び「真相はこうだ」において、戦争開始経緯よりも戦争開始後の具体的戦闘状況に割かれている割合が多いことなどから、果たして「戦争の有罪性」の中心をなすものは「戦争の侵略性」であったのかとの疑問がわく。

本論ではこうした問題意識のもと、政治的背景および国民の視点という新たな分析視角を加え、①実際に何が行われたのか、②「戦争有罪性」とは具体的に何を指しているのか、③東京裁判との関係はどのようなものか、の3点を明らかにすることを課題として、プログラムの再検証を行った。とりわけ、「戦争の有罪性」に関しては、その根拠、行為主体などに注目し、これまでの先行研究で主張されてきた、「戦争の有罪性」とは主に「戦争の侵略性」を指しているとする解釈を一から見直した。加えて、米国の「戦争の有罪性」でもある原爆投下というフィルターを通して分析を進めた。

その結果、次の3点のプログラムに関する新たな知見が得られた。第一に、プログラムは、占領開始後の日本側の対応から、「軍事的な完全敗北」と「残虐行為」を理解させる必要性が生じたことで開始された。それは、二度と米国の脅威にならない民主国家を建設するために軍国主義思想を取り除くという長期的な目的だけでなく、占領政策を軌道に乗せるためという、短期的かつ極めて政治的な目的を持っていた。

第二に、プログラムにおける国民に理解させるべき「戦争の有罪性」とは、戦争の侵略性をも含みながらも、残虐行為の罪とそれがなぜ罪であるのかの概念を重視していた。その罪の中には、捕虜虐待のような法的な罪だけでなく、自国の兵士に対する非道な扱いのような人道的な見地からの罪も含まれていた。この点において、プログラムは戦時中の対日心理作戦の流れを引き継ぎ、連続性を持ったものであったことが指摘される。

第三に、プログラムは、情報発信を通じての啓蒙という点においては、東京裁判開始前後から質量ともに異なるものへと変化した。その背景には、占領管理体制及び日本民主化の土台が確立されたことがあった。

本論では、第1章及び第2章でプログラム開始前、第3章及び第4章でプログラム開始後、第5章及び第6章でプログラムの転換後の検証を行うという3部構成をとっている。まず第1章では、戦時中に日本軍兵士の士気を下げ投降を促すための心理作戦に従事していたスタッフにより、プログラムが遂行されたことに注目した。プログラムの政策立案者であるブラッドフォード・スミスは、日本の行った残虐行為に高い関心を持ち、また日本が戦争へと向かった最大の要因を言論弾圧においていた。一方、対日心理作戦で重視されたのは、①軍国主義者と天皇・国民の間に楔を打ち込むこと、②真実の情報を伝えることであった。さらに、軍国主義者の罪には、日本軍兵士に対する非道な扱いといった「日本人に対する罪」が含まれていたことは注目に値する。この対日心理作戦は、日本の敗戦が濃厚となると、徐々にターゲットを日本本土の国民に移した。国民に対する心理作戦も、軍国主義者と天皇・国民の間に楔を打つこと、真実を伝えることをモットーに展開され、それは国民の終戦受け入れにおいて、また終戦後の占領政策を円滑な推進において、効果を発揮した。

続いて第2章で、無条件降伏という、国家間の戦争で初めて用いられた戦争終結方法に着目した。無条件降伏をめぐる解釈の違いは、日本政府と占領軍の間に様々な軋轢を引き起こした。日本側が、敗戦の原因を原爆投下におき、原爆投下批判の国際世論を盛り上げるための工作を企てたこと、さらに占領軍に対し様々な要求事項をつきつけたことで、占領軍は日本が敗戦の意味を理解していないと捉えた。そのため「軍事的な完全敗北」を理解させる必要性が生じた。加えて、占領軍が重視していた捕虜虐待および占領地域での残虐行為に関して報道がなされていなかったことで、戦争に対する罪の意識がないと捉えられた。こうした背景のもと、米国国務省での占領政策策定段階では登場しなかった「戦争の有罪性」なる言葉が、占領開始後に初めて登場し、「ウォー・ギルト・プログラム」が開始されることになった。これまでの先行研究では、プログラムの個別内容に焦点が当てられ、その開始の背景は明らかにされていなかった。本論で初めて明らかとなったプログラム開始の背景は、占領初期の政策を特徴づける上で、意義があるものとする。

このようにして開始されたプログラムは、当初「残虐行為」の暴露と「戦争の真実」を提示することに力を注いでいた。第3章では、占領地域における虐殺行為の罪で裁かれたフィリピン方面軍司令官山下奉文大将のBC級戦犯裁判報道を、第4章では、「太平洋戦争史」及びラジオ番組「真相はこうだ」を事例として、プログラムの内容を検証した。その結果明らかとなったのは、「戦争の有罪性」には、「日本人に対する罪」に代表される人道的見地からの罪が含まれていたこと、「太平洋戦争史」及び「真相はこうだ」でCIEが提示したかった「戦争の真実」は、日本の敗戦が「軍事的な完全敗北」であり、その罪は軍国主義者にあること、並びに残虐行為の事実であった。これらの点は、「ウォー・ギルト・プログラム」の新たな側面であると同時に、プログラム開始前の対日心理作戦および占領開始時の軋轢がプログラムに影響を与えたという点において、新たな知見と言える。

第5章以降は、これまでの先行研究では明らかにされていなかった、1946年以降のプログラムに関し、「真相はこうだ」の後番組「真相箱」の検証を通して考察を行った。1946年に入り、1月に「天皇の人間宣言」、「公職追放」、2月に憲法改正案の受入れ閣議決定と、新たな日本政治体制の骨格が固まっていった。と同時に、マッカーサーの確固たる主導権が確立され占領は軌道に乗り始めた。これにより、プログラムは国民感情に配慮するという宥和的路線への変化を遂げた。さらには東京裁判審理が開始されたことで、東京裁判に沿った内容へと変わっていった。しかしながらこの時期以降、CIE及び国民ともにプログラムから関心が遠のき、次第にプログラムは下火になっていった。

ところが東京裁判判決を控えた1948年に入って、東條賛美の傾向が高まりつつあ

ること、さらには、原爆投下批判の高まりの恐れもあるとのことから、CIS（民間諜報局）からプログラムの新たな段階への提案がなされた。第6章ではこの新たな提案を基に、実際に何が行われたのかを検証した。その結果、新たなプログラムは計画こそなされたが、大々的な政策は行われなかったことが明らかとなった。その背景には、早期講和が模索されていた時期であり、この時点で日本人への啓蒙教育を行うことは独立は時期尚早との印象を国際社会に与えることになり、好ましくないとの判断が働いたことがあった。

一方で、CIEがプログラム開始当初から向き合い、また新たなプログラム提言のきっかけともなった原爆投下批判に関しても、積極的な情報発信はなされなかった。さらに、数少ない発信情報において、主張が一貫せず、他部署以上に原爆関連報道を封印する姿勢が見られたことから、自身の有罪性に対する葛藤が見て取れる。

以上の考察を通して、プログラムは「軍事的な完全敗北」と「残虐行為」を国民に理解させることを目的として開始されたこと、並びに「戦争の有罪性」で最も重視されていたのは、日本軍が行った残虐行為とそれがなぜ罪なのかとの概念であったことを論証した。

そのうえで、プログラムの意義として次の2点を挙げる。第一に、プログラム最大の意義は、もともと国民の間に存在していた軍国主義者への嫌悪感、並びにすべての責任を軍国主義者に押し付ける風潮に、お墨付きを与えたことであった。その結果国民は戦争を主体的に捉えることをせず、反軍国主義のイデオロギーが生まれることになった。

第二に、隠されていた戦争の事実を明らかにした。戦後様々な戦争責任論が国民の間で議論された。これら議論は、国民が戦争の事実を共有しているとの前提があって初めて可能となったと考えられる。

また本論稿による占領史研究に対する知見としては次の2点を挙げる。第一に、無条件降伏をめぐる解釈の違いによる日本政府側の様々な抵抗が、占領初期の急進的改革につながったことを明らかにした。第二に、このことにより1946年初頭に急進的改革を行う必要性が薄れた、すなわち占領初期管理体制の確立がなされたことを指摘した。その意味で、1946年の転換点は、占領政策の方向転換を示す「逆コース」同様に、占領史における重要転換点と捉えることができる。